

平成 26 年  
12 月 26 日 (金)  
19:00 - 20:30  
— 民法編 —



# 知つておきたい 法律知識

「知らなかった」では済まされないものの1つに法律があります。特に私法（市民法）と呼ばれるものには、日常生活を生きていくためのエキスがたくさんあります。

今回の「知っておきたい法律知識」シリーズでは、数ある法律の中から、これはといわれるものを講師が抜粋して進めて参ります。

あなたの知識と知恵の貯蔵庫へ身近な法律をインプットしてみましょう。

人間関係・紛争・トラブルの予防に必ず役に立つと思われます。

## 私法の三大原則

- ◆所有権絶対の原則
- ◆契約自由の原則
- ◆過失責任主義

## 民法の基本原則

- ◆公共の福祉
- ◆信義誠実の原則
- ◆権利濫用の禁止

第1回目の今回は、このうち特に「契約自由の原則」、「信義誠実の原則」、「権利濫用の原則」についてお話しします。次回は、相続「特別受益」の予定です。

【講 師】 廣瀬 一郎

プラクティスド・コンサルティング・カウンセラー®

【対 象】

【会 場】 T スペース La-rapport

松山市湊町 8 丁目 111 番地 1 愛建ビル 3F

【受講料】 3,240 円 (税込)

【振込先】

愛媛銀行 松山駅前支店 (普) 3241503  
名義: 廣瀬一郎

伊予銀行 宮西出張所 (普) 1275942  
名義: 廣瀬一郎

【お申込み・お問合せ】

サクセスブレーンズ株式会社

〒790-0012

松山市湊町 8 丁目 111 番地 1 愛建ビル 3F

TEL: 089-921-0890

FAX: 089-921-8455

E-mail: [humanresource@bz01.plala.or.jp](mailto:humanresource@bz01.plala.or.jp)

申込書にご記入の上 FAX して下さい。

※メールの場合は、申込書の項目を必ず  
記載して下さい。

## 「知っておきたい法律知識」講座 受講申込書

ご氏名 (ふりがな)

ご住所 〒

TEL

FAX

e-mail